

最高裁秘書第3126号

平成30年7月30日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

() 理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第30号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03(3264)8330(直通)

平成30年7月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

7月26日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

ア 修習生バッヂの製造委託の契約書（最新版）

イ 修習生バッヂの再発行手数料が分かる文書（最新版）

ウ 修習生バッヂをねじ式からピンで留めるタイプに改造できることに関する案内文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、6月22日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア (1)のアの申出に係る文書について探索したところ、平成26年度に一件、修習生バッジの調達を行った記録が保存されていた。

上記調達については、会計法第29条の8第1項ただし書並びに予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号により、契約書の作成が省略されている。また、契約事務取扱規則第15条に定める請書その他これに準ずる書面の徴取も行われていないことから、当該申出に係る文書は、作成又は取得していない。

イ (1)のイの申出に係る「修習生バッヂの再発行手数料が分かる文書」とは、司法修習生のバッジを再交付するために要する手数料等、再交付に係る費用が記載された文書であると解されるところ、司法修習生のバッジを再交付するために要する手数料等は司法修習生から徴収しておらず、当該申出に係る文書は、作成又は取得していない。

ウ (1)のウの申出に係る「修習生バッヂをねじ式からピンで留めるタイプに改造できることに関する案内文書」とは、司法修習生に対し司法修習生のバッジをねじ式からピンで留めるタイプに改造できる旨を周知する事務連絡等やお知らせ文書であると解されるところ、司法修習生のバッジはねじ式のものではないから、当該申出に係る文書は、作成又は取得していない。

エ よって、原判断は相当である。